

○ 開 議

◎議長（大場芳博君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○ 討 論

◎議長（大場芳博君） 日程により、上程中の議案に対する討論に入ります。

甲第一号議案、乙第一号議案及び乙第十八号議案について討論の通告があつておりますので、発言を許可いたします。

◎武藤明美君（拍手） 登壇。おはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。途中で咳き込むかもしれませんが、御容赦ください。

私は、甲第一号「令和七年度佐賀県一般会計予算」と乙第一号「佐賀県有明海漁業振興・補償基金条例（案）」、及び乙第十八号「佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例（案）」に反対し、一括して討論を行います。

当初予算の五千百三十億二千百万円の中には、暮らしの願いにこたえた良い内容のものもあります。文科省より一年前倒しの中学一年生の少人数学級と共に、中学二年生はチームティーチングか少人数学級かを学校ごとに選択できるやり方で、全国的にも一歩前を行く少人数学級に前進したことは、以前から子供を真ん中に取り組んできた父母、県民、先生方にとって大きな喜びです。早く中学三年生へと期待も広がります。

また、在宅生活医療的ケア児の一時受入支援が始まることもいいことです。さらに物価高騰対策も取り生まれ、私立学校をはじめ、高校生などの低所得世帯の負担軽減、給食費材料値上げ分の支援、フードバンク支援、その他いろいろあります。

農業分野でも、飼料購入費の減額につながる粗飼料価格上昇分の一部補助など、農家経営にも光が当てられています。そのことは評価しておきたいと思います。

さて、県立大学（仮称）についてですが、県民があまり歓迎もせず建設する必要はないという声もあるのに、知事が建設することに一直線に向かっています。けれど、県立大学については、立ち止まって考え直した方がいいのではないのでしょうか。県内にある大学や短大の様々な動き、問題点の解決に向けた取り組みに協力していくことも大事なことです。そして、何よりも働く場の確保に力を入れるべきです。これまで何度も言ってまいりましたが、県立大学に前のめりになるのは県民の理解を得るには至っておりません。そのことを再度指摘したいと思います。さて、今年、令和七年度は、現在佐賀空港横に建設されている佐賀駐屯地（仮称）に防衛省が配備を考えている陸自オスプレイが七月をめどに木更津から移駐されることになっています。とんでもない、許せないことです。自衛隊ヘリの移駐計画もありますが、具体化は遅れるようです。

オスプレイは、製造段階からよく事故を起こし、墜落してきました。乗組員の尊い人命を奪ってきました。事故を起こすたびに原因究明をされているようですが、初步的操作の誤りから、機体そのものの理由まで、いくつも事故原因が挙げられているように、安全とは言えない、危険と背中合わせのオスプレイです。それが県民の生活する上空や佐賀平野、そして有明海の上空を飛び、日米共同演習に加わることになれば、県民の不安はより大きくなっていきます。

島嶼部防衛のためと言いますが、アジアにおける米国の肩代わりの役

割を見直されるのは明らかです。佐賀空港の建設が持ち上がった当時、有明海で漁業を営む人たちは、空港が赤字になったら、お金欲しさに自衛隊と共用されるのではないかと心配をし、公害防止協定覚書付属資料に「自衛隊との共用はしない」の一文を書き込ませ、佐賀県と約束をして佐賀空港建設にイエスと言ったのです。漁場が悪くなるから反対というだけではなく、平和で安心してなりわいを続け、住み続けられる故郷を願ったからでした。

その固い約束を守ってきた井本知事をはじめ県職員の人たちの思い、そして、漁業者の思いを踏みにじって公害防止協定覚書付属資料の見直しを行うように外堀を埋めてきた大本には、二〇一八年八月二十四日、防衛省が示した合意事項を山口知事が受け入れたことにほかなりません。その合意事項三つのうち第二には、防衛省が年間五億円を着陸料として二十年間支払う、つまり合計百億円を払い基金をつくとあります。その具体化が甲第一号の当初予算案に反映され、乙第一号の有明海漁業振興・補償基金条例（案）として基金を作ることが提案されています。

また、乙第十八号、佐賀空港条例の一部改正条例では、着陸料を受け入れることにし、また、事前届けをすれば、離着陸に相当する行為、タッチアンドゴーやホバリング等滑走路使用の行為を認めることになりました。山口知事が二〇一八年八月二十四日に決断をした結果がここに現れてきています。また、漁業振興補償基金の名で、漁業者や地域の人を惑わせるようなことをしないでください。知事が合意しなければ、こんな心配もなく、このような基金をつくることもなく、有明海振興は別の形で図られていくことができたはずです。

漁業者の人たち、地域の人たちは、かつて筑後大堰が造られた時も、

佐賀空港を造る時も、諫早湾干拓事業により潮受け堤防が締め切られた時も、御苦労されてきました。互いにいがみ合うことのないよう、胸が痛むことのないよう、お互いを大切に思いやってこられました。ところが、佐賀空港を造った時の一番大切な約束が破られ、お互いをいがみ合うような形にしてきたのは佐賀駐屯地（仮称）を造るための佐賀県知事と防衛省のこの合意ではありませんか。これによって、一人でも反対があれば売れないはずの共有持ち分である措置が、二百五十四人中四十九人も反対したのに、なぜか売られるような解釈をされ。農業を営めないはずの漁業団体が、農用地を所有していることにされてしまうなど、めちゃくちゃなやり方でどんどん工事が進められ、今に至っています。

県民の心をここまで傷つけるやり方を、国も知事も行っていないのでしょうか、この先待っているのは、毎回の飛行で危険を心配しながら、低音や低周波で感じる体の異常、夜間訓練、常駐はしないと聞いても、いつ利用されるか分からない米軍の到来、そういったことに県民は怯えながら暮らさなければなりません。基地あるが故の不安は後を絶ちません。オスプレイは来年には米国では製造中止となります。世界で使用している国はアメリカだけなのに、他にはないのに、日本だけが莫大な費用で買われ、佐賀空港がその拠点にされるとはあまりにもひどい話ではありませんか。

オスプレイ来るな、飛ばすな、これは多くの県民の思いです。バルーンの飛ぶ佐賀の青空と緑の麦畑、豊かな有明海の恵みこそ大切にしてください。子供たちの未来のためにもそうしていくべきです。佐賀空港を軍事化するのではなく、アジアとの交流を大切にする平和な空港であるように心から狙っています。

以上、甲第一号「令和七年度佐賀県一般会計予算」乙第一号「有明海漁業振興・補償基金条例（案）」、乙第十八号「佐賀県空港条例の一部を改正する条例（案）」に一括して反対を表明し、討論を終わります。

◎議長（大場芳博君） 以上をもちまして、討論を終了し採決に入ります。

○ 採 決

◎議長（大場芳博君） まず、甲第一号議案を採決します。

これは、令和七年度一般会計予算についての議案であります。

甲第一号議案についての委員長報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者多数と認めます。よって、甲第一号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第一号議案及び乙第十八号議案、以上二件の議案を一括して採決します。

これは、有明海漁業振興・補償基金条例、佐賀空港条例の一部改正についての議案であります。

以上二件の議案についての委員長報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者多数と認めます。よって、以上二件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案を除く他の議案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。

よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

まず、甲第六号議案、甲第十二号議案及び甲第十六号議案、以上三件の議案を一括して採決します。

これは、令和七年度財政調整積立金特別会計予算、令和七年度公債管理特別会計予算、令和七年度国民健康保険事業特別会計予算についての議案であります。

以上三件の議案についての委員長報告は可決であります。
本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者多数と認めます。よって、以上三件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第八号議案を採決します。
これは、個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正についての議案であります。

乙第八号議案についての委員長報告は可決であります。
本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者多数と認めます。よって、乙第八号議案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第二号議案から甲第五号議案まで四件、甲第七号議案から甲第十一号議案まで五件、甲第十三号議案から甲第十五号議案まで三件、及び甲第十七号議案、以上十三件の議案を一括して採決いたします。

以上十三件の議案についての委員長報告は可決であります。
本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、以上十三件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第二号議案から乙第七号議案まで六件、乙第九号議案から乙第十七号議案まで九件、乙第十九号議案から乙第二十三号議案まで五件、及び乙第三十一号議案、以上二十一件の議案を一括して採決します。

以上二十一件の議案についての委員長の報告は可決であります。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、以上二十一件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第二十九号議案を採決します。
これは、佐賀県有明海区漁業調整委員会委員の任命についての議案であります。

乙第二十九号議案についての委員長の報告は同意であります。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、乙第二十九号議案は同意することになりました。

次に、乙第三十号議案を採決します。

これは、松浦海区漁業調整委員会委員の任命についての議案であります。

乙第三十号議案についての委員長の報告は同意であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、乙第三十号議案は同意することに決定いたしました。

次に、乙第三十二号議案を採決します。
これは、副知事の選任についての議案であります。

乙第三十二号議案についての委員長の報告は同意であります。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、乙第三十二号議案は同意することに決定いたしました。

○ 議案提出

◎議長（大場芳博君） ただいま議長の手元に留守茂幸議員外三十五名の議員から議第一号議案「佐賀県議会の保有する個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例（案）」、及び坂口祐樹議員外十名の議員から議第二号議案「佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則（案）」がそれぞれ提出されました。

これは、いずれも皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

（議第一号、二号議案）

○ 議案上程

◎議長（大場芳博君） お諮りいたします。

議第一号議案及び議第二号議案、以上二件の議案を本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、議第一号議案及び議第二号議案、以上二件の議案を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

議第一号議案及び議第二号議案、以上二件の議案につきましては、提出者の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、以上二件の議案につきましては、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これより、議第一号議案及び議第二号議案、以上二件の議案について質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議第一号議案及び議第二号議案、以上二件の議案につきましては委員會付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、以上二件の議案につきましては委員會付託を省略することに決定いたしました。

これより議第一号議案及び議第二号議案、以上二件の議案につきまして討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと

認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

◎議長（大場芳博君） まず、議第一号議案を採決します。

これは、佐賀県議会の保有する個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例（案）であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、議第一号議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第二号議案を採決します。

これは、佐賀県議会議規則の一部改正する規則（案）であります。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、議第二号議案は原案のとおり可決されました。

○ 意 見 書 案 提 出

◎議長（大場芳博君） ただいま議長の手元に意見書案が四件提出されました。

これは、いずれも皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

（意第一号く四号意見書案）

○ 意見書案上程

◎議長（大場芳博君） お諮りいたします。

意第一号意見書案から意第四号意見書案まで、以上四件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、以上四件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

意第一号意見書案から意第三号意見書案まで以上三件の意見書案につきましては、議員全員の提出によるもので、内容も判明いたしておりますので、提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより、意第一号意見書案から意第三号意見書案まで以上三件の意見書案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

◎議長（大場芳博君） 意第一号意見書案から意第三号意見書案まで以上三件の意見書案を一括して採決します。

これは、性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書案、日米地位協定の見直しを求める意見書案、適格請求書等保存方式（イン

ボイス制度）の見直しを求める意見書案であります。

以上三件の意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、以上三件の意見書案につきましてはいずれも可決されました。

お諮りいたします。

意第四号意見書案につきましては提出者の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、意第四号意見書案につきましては、提出者説明を省略することに決定いたしました。

これより、意第四号意見書案につきましては質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

意第四号意見書案につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、意第四号意見書案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

○ 討 論

◎議長（大場芳博君） これより意第四号意見書案につきまして討論に入ります。討論の通告があっておりますので、発言を許可いたします。

◎武藤明美君 登壇 日本共産党の武藤明美でございます。

私は、第四号意見書案「健康保険証の発行停止の見直しを求める意見書（案）」に対する賛成討論を行います。

令和六年十月から、マイナンバーカードと健康保険証を一体化したマイナ保険証が始まりました。同時に、それまで使用されていた保険証は原則廃止することになりました。

マイナ保険証を利用することになった患者を受け入れる医療機関や医師に対して、ある県の医師の団体がアンケートをしました。その結果。窓口業務にとっても負担を感じる、また負担を感じる、そういった答えが七割を超え、カードリーダーのトラブルに加え、カードリーダーの操作方法や従来の保険証がいつまで使えるのかの問い合わせが多く、負担が増えている実態が明らかになっています。また、その医師団体の九八〇の会員が、従来保険証の廃止はやめて、保険証を残すべきと回答しています。マイナ保険証のメリットを感じている医師の中にも、その八五・六〇が従来の保険証を残すべきと回答していることもわかりました。

マイナ保険証に切り替えていない国民、住民には資格確認書が届くことになってはおりますが、佐賀県内の自治体でも仕事が大変だとの声もあり、ある市議会でも健康保険証の廃止について見直すべきだとの意見書が採択され、政府に送付されたとのことでした。医療機関にとっても、患者側である国民にとっても、負担が大きいことは良くないことです。

まもなく運用が始まるマイナンバー運転免許証の場合、これまで通りの紙の免許証を選択してもいいことになっていて、使用する側にいたずらに困難と混乱をもたらさないようになっています。先行するマイナンバー健康保険証に見られる煩雑さと、国民の反発を回避するためであることは容易に理解できます。医療保険制度は、国民の生命に直接関わる

ものだけに、受療権は守られなければなりません。システムや制度は安全、確実なものであるべきです。

これまでの健康保険証を廃止することを見直し、従来の健康保険証の存続とマイナ保険証の両立を求めるものです。

以上、この意見書案への賛成討論といたします。

◎議長（大場芳博君）

以上で、討論を終了し採決に入ります。

○採決

◎議長（大場芳博君）

意第四号意見書案を採決します。

これは、健康保険証の発行停止の見直しを求める意見書案であります。本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君）

起立者少数と認めます。よって、意第四号意見書案は否決されました。

○継続審査

◎議長（大場芳博君）

次に、会議規則第七十条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査申出がありました。

（閉会中継続審査申出書）

◎議長（大場芳博君）

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異

議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これで、今期定例県議会の全日程を終了いたしました。

ただいままでに議決されました各議案について、数字または字句等に誤りがありました場合は、会議規則第四十二条の規定によりまして、適宜議長の手元において訂正することに御承認を願っておきます。

○ 閉 会

◎議長（大場芳博君） これをもちまして、令和七年二月定例県議会議を閉会いたします。

午前十一時三十二分 閉会

議 事 課 副 課 長 高 田 一 弘

同 記 録 担 当 主 任 主 査 松 尾 重 治

同 記 録 担 当 会 計 年 度 任 用 職 員 石 丸 宏 子